



産業観光魅力創出事業 補助金のお知らせ(第3回)

※申請締切 11月29日(金)必着

観光客にとって魅力ある産業観光を実施するため、産業観光客の受入態勢を整備する事業について、経費の一部を助成いたします。

このような取り組みを支援します。

補助対象者	補助対象事業・補助対象経費	補助率	補助限度額
産業観光に取り組む県内企業等	①産業観光案内用備品の整備事業 ・説明用DVD、パンフレット等の作成 ・外国人観光客受入れのためのパンフレット等の翻訳 ・案内用マイク、イヤホンセット等の購入 ・説明用会議室の机、椅子等の購入 ・その他産業観光実施のために必要と認められる備品整備事業 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く	1/2 以内	①250千円
	②産業観光案内コースの整備事業 ・工場内通路の安全柵・誘導表示等の設置 ・説明用会議室の間仕切り変更、照明、音響設備等の設置 ・駐車場内の区画整備、車止め等の設置 ・産業観光客用のトイレの設置、外国人観光客受入れのためのトイレの改修 ・その他産業観光実施のために必要と認められる施設整備事業 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く		②500千円
産業観光に取り組む県内企業等で、補助事業実施により年間500人以上の来客増を見込めるもの	③産業観光付帯施設整備 ・企業の概要、歴史などの紹介コーナーの設置 ※消費税及び地方消費税に相当する額を除く	1/3 以内	③2,000千円

※補助対象は、**観光集客の効果が見込まれる事業のうち、新たに取り組む事業**です。例えば、既存パンフレット等の増刷、既存備品の更新、既存施設の修繕等は助成対象外となります。

※過去に2度、「産業観光魅力創出事業補助金」の交付を受けている場合は、本事業への申請はできません。ただし、最後に交付を受けた年度の翌年から起算して3年を経過した場合は再度、申請ができます。(令和元・2年度交付を受けた場合は令和6年度から申請可能)

※同一事業において「ものづくり産業見学・体験施設等設置事業費補助金」(担当：富山県立地通商課)との併用はできません。

※複数の事業について申請可能ですが、合算した補助額は、申請する区分のうち1番高い額を限度とします。

※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てます。

申請方法

申請要領に基づき、申請書類を作成のうえ、下記申請先へ郵送又は電子メールにて送付してください。

- 申請書類
 - ・補助金交付申請書（様式第1号）・事業計画書（様式第2号）
 - ・収支予算書（様式第3号）
 - ・その他参考となる資料（見積書、購入物品や工事の仕様書、現況写真等）

※申請要領・申請様式は県の観光振興室のホームページからダウンロードできます。

○申請締切 **令和6年11月29日（金）必着**

○補助事業の決定 令和6年12月下旬予定

※事業実施による集客効果や産業観光施設としての魅力創出効果等について審査を行い、助成事業を決定します。

※予算に達し次第、終了となります。

その他

今後の事業改善に役立てるため、補助事業完了後の翌年度に、現地調査及び意見交換を実施させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

申請・お問合せはこちらまで

富山県 地方創生局 観光振興室
(〒930-8501 住所不要)

TEL 076-444-3500 FAX 076-444-4404

MAIL akankoshinko@pref.toyama.lg.jp

ホームページ URL

<https://www.pref.toyama.jp/140111/hojokin/sangyokankou.html>